

事 務 連 絡

令和2年1月16日

市内医療機関の皆様へ

横浜市保健所長 古賀 伸子

中国湖北省武漢市で報告されている原因不明の肺炎に対する  
対応と院内感染対策について（情報提供）

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

令和2年1月9日に、中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生について、情報提供したところです。

この度、国立感染症研究所および国立国際医療研究センターの連名で別添のとおり情報提供がありました。

当該資料中に『5. 検査や対応の流れ（図）』として対応のフロー図も掲載されておりますので、院内における対応や福祉保健センターに御連絡いただく際に御参照ください。

1 添付資料

- (1) 「中国湖北省武漢市で報告されている原因不明の肺炎に対する対応と院内感染対策」  
(2020年1月10日 国立感染症研究所 感染症疫学センター  
国立国際医療研究センター 国際感染症センター)

担 当：横浜市健康安全課危機管理担当  
電 話：671-2463 FAX：641-6074  
E-mail：[kf-kenkoukiki@city.yokohama.jp](mailto:kf-kenkoukiki@city.yokohama.jp)

## 中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に対する対応と院内感染対策

(更新部分ハイライト)

2020年1月10日

改訂 2020年1月15日

国立感染症研究所 感染症疫学センター  
国立国際医療研究センター 国際感染症センター

### 1. はじめに

中国は、湖北省武漢市から報告された原因不明の肺炎患者について、新型コロナウイルス(nCoV)に関連していると暫定的に診断したことを公表した(経緯や最新情報は厚生労働省「中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について」([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html) 参照))。

以下の内容については 1月15日10時現在における情報を基に作成しており、今後、最新の情報を基に変更されることがある。

### 2. 新型コロナウイルス関連肺炎の疑い例のスクリーニング

- I. 発熱または呼吸器症状を訴える患者に対して、武漢市への渡航歴(渡航地域、渡航期間)を聴取する。
- II. 発熱または呼吸器症状を訴える患者に武漢市への渡航歴がある場合には、武漢市内の華南海鮮城(武漢華南海鮮水産批发市场、1月1日以降、閉鎖中)や他の生鮮市場への訪問の有無、武漢市内での医療機関受診の有無、武漢市内での病人との接触の有無を確認する。

### 3. 新型コロナウイルス関連肺炎の疑い例の定義

以下のI-II全てを満たす場合を「疑い例」とする。

- I. 発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状を有している。
- II. 以下の(ア)、(イ)の曝露歴のいずれかを満たす。  
発症から2週間以内に  
(ア) 武漢市内を訪問した。  
(イ) 武漢の新型コロナウイルスの患者、またはその疑いがある患者と2メートル以内での接触歴がある。

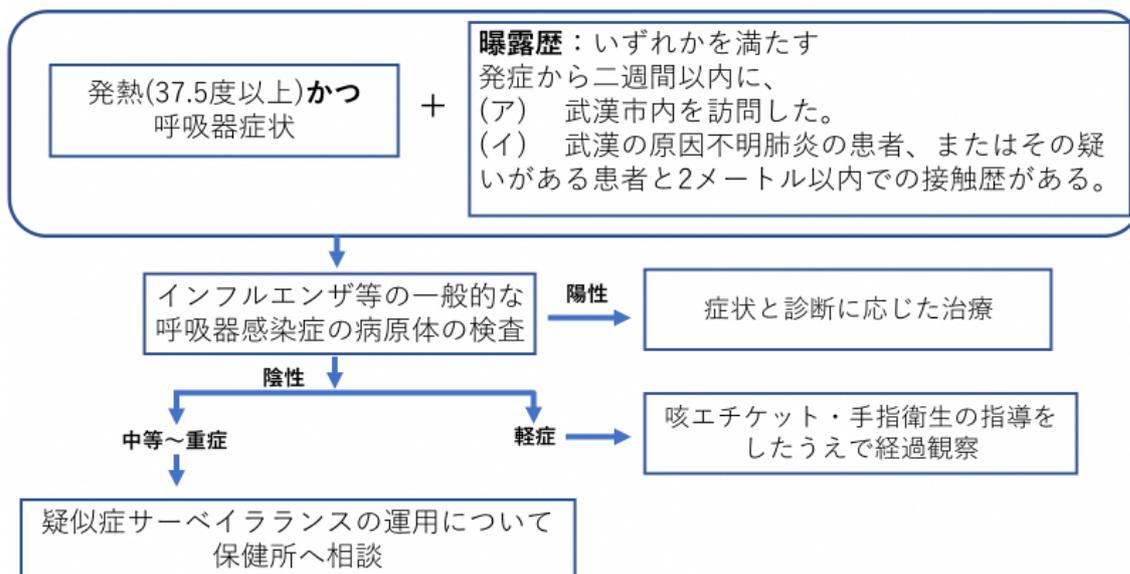
### 4. 新型コロナウイルス関連肺炎の疑い例に対する感染対策。

急性呼吸器感染症患者の診察時には標準予防策、つまり呼吸器症状を呈する患者本人には必ずサージカルマスクを着用させ、医療従事者は、診察する際にサージカルマスクを含めた標準予防策を実施していることを前提とする。そのうえで、上記(ア)(イ)のいずれかの曝露歴のある患者を診察する場合、

- I. 診察室および入院病床は個室が望ましい。
- II. 患者の気道吸引、気管内挿管の処置などエアロゾル発生手技を実施する際には空気感染の可能性を考慮し N95 マスクを装着する。
- III. 患者の移動は医学的に必要な目的に限定し、移動させる場合には患者にサージカルマスクを装着させる。

## 5. 検査や対応の流れ (図)

まずはインフルエンザ等の一般的な呼吸器感染症の病原体による感染症を考慮し、これらについて微生物学的な検査を行う。検査の結果原因微生物が特定された場合には、検出された微生物に必要な感染防止対策を行う。上述の疑い例の定義に該当し、これらの検索で病原体が陰性である場合、軽症の場合には咳エチケット・手指衛生の指導をしたうえで経過観察。重症であり疑似症サーベイランスの対象の定義を満たした場合には、当該医療機関を所管する保健所に報告する。画像検査などで肺炎と診断された場合には、中等症以上と考えられることから、疑似症サーベイランスにおける「重症」の定義に合致しない場合でも同サーベイランスの運用について保健所へ相談する。なお、疑似症サーベイランスの定義や運用については「疑似症サーベイランスの運用ガイドンス(第三版)」(<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/PDF/gijisyo-gildeline-200110.pdf>)を参照すること。



※肺炎と診断された場合には中等症以上と考えられることから、疑似症サーベイランスを運用について、保健所へ相談する。

参考：

1. [中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について](#). 厚生労働省 健康局 結核感染症課.

2. [原因不明の肺炎－中国](#). 厚生労働省検疫所 FORTH
3. [武汉市卫生健康委员会关于不明原因的病毒性肺炎情况通报](#). 武汉市卫生健康委员会
4. Novel Coronavirus. World Health Organization.